

○ 東京大学環境安全本部内規

平成 16 年 4 月 1 日
総長裁定

(設置)

第 1 条 東京大学基本組織規則第 18 条の規定に基づく室として、東京大学環境安全本部（以下「本部」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 本部は、東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成 16 年東大規則第 10 号）の定めるところにより、本学の環境安全衛生管理活動を統括し、事業場及び部局の環境安全衛生活動が円滑に運営されるために必要な専門的及び技術的な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 本部は、前条の目的を達成するため、環境安全衛生を担当する理事の管理の下に、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学内における環境安全衛生管理活動の企画立案
- (2) 学内における環境安全衛生管理の状況把握及び指示
- (3) 環境安全衛生関係の教育及び広報活動
- (4) その他学内の環境安全衛生に関する重要事項

(組織)

第 4 条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部に、次の各号に掲げる部を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企画調整部 安全教育、安全衛生マネジメントシステムその他の業務に関する企画及び推進並びに内外との協働
- (2) 安全衛生管理部 事故災害の防止及び安全衛生確保に関する業務の企画及び推進
- (3) 防火防災部 火災・災害の予防対策に関する業務の企画及び推進
- (4) 環境管理部 教育研究活動に伴う環境保全並びに教職員、学生及び周辺地域住民の生活環境の安全確保に関する業務の企画及び推進
- (5) 放射線管理部 放射線の安全管理に関する業務の企画及び推進

3 前項各号に掲げる部に、部長及び副本部長を置く。

4 本部に、放射線安全推進主任者を置く。

(本部長)

第 5 条 本部長は、本学常勤の教職員のうちから、理事等の推薦に基づき、総長が任命する。

2 本部長は、本部の業務を総括する。

(副本部長、部長、副部長及び放射線安全推進主任者)

第6条 副本部長は、環境安全衛生部長をもって充てる。

2 部長及び副部長は、本部員のうちから、理事の承認を経て本部長が指名する。

3 放射線安全推進主任者は、放射性物質等の管理に関する専門的知識を有する本部員のうちから、理事の承認を経て本部長が指名する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

5 部長は、本部長の総括の下に、部の業務を管理する。

6 副部長は、部長から指示のあった事項を所掌する。

7 放射線安全推進主任者は、放射線管理部長と連携して業務を推進する。

(本部員)

第7条 本部員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本部長が必要と認めた本学常勤の教職員のうち、総長が任命した者

(2) 本部環境安全課に属する職員

(3) 本部安全衛生課に属する職員（専ら保健・健康推進本部の事務に携わる者を除く。）

(庶務)

第8条 本部の庶務は、本部安全衛生課の協力を得て、本部環境安全課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年7月1日から施行する。